

町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年3月町田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第4条 <u>削除</u>	<p><u>(所得制限)</u></p> <p>第4条 <u>前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな<u>い。</u></u></p> <p><u>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成に関し必要な医療証の交付の申請その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、

施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。